

山梨県公報

第二千七百七十三号

平成三十年

三月八日

木曜日

目次

告示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………七五
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………七六
- 保安林の指定施業要件の変更……………七六
- 道路の区域変更(二件)……………七六
- 有害図書類の指定……………七七

公告

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(四件)……………七七
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………七九

告示

山梨県告示第五十七号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで適用する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後藤 齋

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園

四 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
五 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
六 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
七 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
八 敷島(営)～駿台今井キャンパス	敷島営業所		駿台今井キャンパス
九 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十一 敷島(営)～中央病院～御勅使	敷島営業所	中央病院	御勅使
十二 甲府駅～十五所～鯉沢(営)	甲府駅	十五所	鯉沢営業所
十三 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院
十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十五 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール

十六	葎崎～増富温泉郷	葎崎営業所		増富温泉郷
十七	葎崎駅～大草～甲府駅	葎崎駅	大草	甲府駅
十八	内野線	富士山駅	お宮橋 内野	富士山駅
十九	平野線	富士山駅	膳棚 フアナ ツク	平野
二十	平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十一	西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿
二十二	大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直 売所
二十三	河口湖線	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
二十四	河口湖線	河口湖駅	内野 旭日丘 御殿場駅	御殿場プレミ アム・アウト レット
二十五	河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第五十八号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後 藤 齋

表十五の項中「南アルプス市甲西支所」を「フォレストモール」に改め、同表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、同表十九の項中「お宮橋」を「お宮橋 内野」

に、
内野 を 富士山駅 に改め、同項を同表十八の項とし、同表中二十の項を十九の項とし、二十一の項から二十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十四の項中「旭日丘」を「膳棚 旭日丘」に改め、同項を同表二十三の項とし、同表中二十五の項を二十四の項とする。
 表に次の一項を加える。

二十五	河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅
-----	------	------	-----	------

山梨県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 水害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成三十年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先	七・三〇	五・〇〇	三二・〇〇	四一・五〇
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先	七・三〇	五・〇〇	三二・〇〇	四一・五〇

山梨県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町小沢字大真木一四四九番一地从先	五・四〇	五・二〇	一〇・二〇	三〇・二〇
大月市猿橋町小沢字大真木一四四九番一地从先	五・四〇	五・二〇	一〇・二〇	三〇・二〇

山梨県告示第六十二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成三十年三月十五日

日から施行する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
GIRLS BE 恋愛工場 編	日本文芸社
いたずら彼女の魅惑のスキマ	コアマガジン
エッチな人妻女盛りは性欲盛り	一水社
たまらないHな体験教えます	リイド社
しろうと人妻最高に尽くしてあげる	メディアックス

- 二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後藤 斎

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市勝沼町深沢字高尾向下三七七九の一	佐藤嘉兵衛

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年二月五日山梨県告示第二十五号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町新倉字大之辻二五八六の一	望月馨
南巨摩郡早川町新倉字保代作二六四六の内四	望月唯茂
南巨摩郡早川町早川字長知島一六〇五の内二	桂原虎治郎
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八七（次の図に示す部分に限る。）	深澤みどり
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八八（次の図に示す部分に限る。）	深澤かつよ

南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八九（次の図に示す部分に限る。）

南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九五（次の図に示す部分に限る。）

南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九八の二

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年二月八日山梨県告示第二十八号

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町本郷字観音一〇三九〇	遠藤茂

南巨摩郡南部町本郷字沢奥一〇三九三の一	市川秀夫
南巨摩郡南部町富士字竹沢東山二六一六六	佐野亘章

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年二月八日山梨県告示第二十九号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町柳川字大刈二四の二	堀口孝
南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の五〇、三四の五	草塩光眞、堀口勇永
一	
南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の五二	依田岩嶺

南巨摩郡富士川町柳川字大刈二〇の二

依田勝

南巨摩郡富士川町柳川字打無二八の二

依田文子

南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の一四

依田和徳

南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の一五

長田徳明

南巨摩郡富士川町柳川字打無二八の三

望月永夫

南巨摩郡富士川町柳川字桂沢一三の一

望月方治

南巨摩郡富士川町柳川字打無三〇の五

堀口秀人

南巨摩郡富士川町柳川字打無二六の八、二八の一、二八の七

堀口正子

南巨摩郡富士川町柳川字大刈二二の一

堀口静香

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年二月八日山梨県告示第三十号（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎

山梨県富士吉田市新西原五丁目二番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士吉田富士急ターミナルビル

山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社富士急百貨店 代表取締役 畠山健二 静岡県沼津市大手町三丁目二番一号 外三十者	株式会社富士急百貨店 代表取締役 勝俣勲 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一 号 外十四者

3 変更の年月日 平成二十九年二月二十八日外

三 届出年月日 平成三十年一月二十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月九日まで